

令和 8 年熊本地震により被害を受けた方に対する 補償を請求できる期間の延長について

令和 8 年 9 月 8 日

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、地方公務員災害補償制度における補償を請求できる期間について、延長の申出があったものについては、請求者の被災状況等を勘案し令和 9 年 1 月 27 日まで延長します。

対象者

以下に記載する補償を受けようとする方であって、令和 8 年熊本地震により、直接または間接の被害を受け、補償を請求できる期間までに請求ができない方

【対象となる補償】

補償を請求できる期間が、令和 8 年 7 月 28 日（令和 8 年熊本地震発生日）から令和 9 年 1 月 26 日までの地方公務員災害補償法に定める補償

（療養補償、休業補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償 等）

申出期限

令和 9 年 1 月 26 日（火）

申出方法

「補償の請求書」及び「補償を受ける権利の時効の満了日の延長に係る申出書」（別紙様式）を任命権者を經由して地方公務員災害補償基金支部へ提出してください。

御不明点がありましたら、所属団体又は地方公務員災害補償基金支部へ御相談ください。